



### ☆☆輸入食品の検査について☆☆

我が国の 20 世紀の食料自給率は、減少する一方でしたが、2000 年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移しているもののカロリーベースの食料自給率については、令和 5 年度は前年度並みの 38% でした。そのため、国内で生産できない食料は海外から輸入しています。その輸入食品は厚生労働省が行うモニタリング検査や行政検査、食肉科研も担っている食品衛生登録検査機関による検査が行われています。厚生労働省が輸入食品に対して行う監視指導結果によると、令和 5 年度は輸入届出件数約 235 万件のうち 0.03% に相当する 763 件 (延べ 812 件) に法令違反が確認されています。令和 5 年度の違反の傾向についてまとめてみました。(厚生労働省 HP より)

### ☆☆【国別違反件数(全体)】☆☆

令和 5 年度の違反した生産国は延べ 52 ヶ国でした。国別では中国 (26.5%)、アメリカ (13.5%)、ベトナム (8.3%) の順に多く上位 3 か国で約半分 (48%) を占めました。

#### 【国別違反件数(全体上位 10 ヶ国)】

中華人民共和国	アメリカ合衆国	ベトナム	インド	タイ	イタリア	大韓民国	台湾	インドネシア	トルコ
206	100	65	54	44	32	23	23	18	18

### ☆☆条文別の違反件数(全体)☆☆

#### 【主な食品衛生法違反事例】

違反条文	違反件数 件	構成比 %	主な違反内容
第 6 条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	(延数) 226 (実数) 224	27.8	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアニ化合物の検出、ブランドーからのメタノールの検出、しそからの腸管出血性大腸菌 O26 の検出、二枚貝からの麻痺性貝毒、下痢性貝毒の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗 (異臭・カビの発生)
第 10 条 (病肉等の販売等の禁止)	(延数) 8 (実数) 8	1.0	衛生証明書の不添付
第 12 条 (添加物等の販売等の制限)	(延数) 42 (実数) 39	5.2	指定外添加物 (TBHQ、アゾルビン、キノリンイエロー、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、プリリアントブラック BN、ホウ酸、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素化塩) の使用
第 13 条 (食品又は添加物の基準及び規格)	(延数) 495 (実数) 459	61.0	農産物及びその加工品の成分規格違反 (農薬の残留基準超過、E.coli 陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反 (動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反 (大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反 (ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第 18 条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	(延数) 38 (実数) 32	4.7	材質別規格等の違反
第 68 条 (おもちゃ等への準用規定)	(延数) 3 (実数) 3	0.4	おもちゃの規格違反
計 (延数) (実数)	812 763	100	

(厚生労働省 HP より)

条文別の違反件数は、1 番多かったのは第 13 条で「食品又は添加物の基準及び規格」の違反で成分規格不適合 (農薬、動物用医薬品の残留基準超過)、添加物の使用基準不適合 (ソルビン酸、二酸化硫黄等)、その他加工食品の成分規格違反 (大腸菌群陽性等) ですが、実数 459 件 (延べ 495 件) でした。2 番多かったのは第 6 条で「食品又は添加

物の基準及び規格」の違反で腐敗・変敗、アフラトキシン、メタノール\*等の有毒物質、病原微生物による汚染ですが、実数 224 件（延べ 226 件）でした。アフラトキシンはです。3 番目に多かった第 12 条は指定外添加物の使用された違反で実数 39 件（延べ 42 件）でした。以下の添加物は他国では使用が認められていますが、日本では使用が認められていません。そのため、輸入者の添加物の知識が不足していること等で違反となり、廃棄や積み戻し等を指示されてしまいます。

- ・TBHQ（酸化防止剤）：アメリカ、オーストラリア、中国、台湾等で使用可
- ・サイクラミン酸（甘味料）：米国、EU、オーストラリア、台湾等で使用可
- ・キノリンイエロー（着色料）：EU、香港、マレーシア、オーストラリア等で使用可

逆に今年になって日本では認められている合成着色料である「赤色 3 号」を米食品医薬品局（FDA）が食品への使用を禁止することになりました。

また、件数が 3 件と少ないですが、第 68 条違反はおもちゃの規格違反です。なぜ、おもちゃが食品衛生法で規制されているかということ、乳幼児用のおもちゃは小さな子供が口に入れる可能性があるためです。そのため、輸入時に検査対象となります。

### ☆☆食肉及び食肉製品の違反☆☆

次に食肉及び食肉製品に注目して違反を生産国別で見ると令和5年度に違反した国は 7ヶ国で、上位 3 か国の件数はスペイン4件、アメリカ2件、中国2件の順でした。

#### 【国別違反件数(食肉及び食肉製品)】

スペイン	アメリカ合衆国	中華人民共和国	イタリア	オーストリア	タイ	フランス
4	2	2	1	1	1	1

条文別の違反件数は、第10条及び第13条だけでした。第10条違反は衛生証明書の不添付または不備になり、そのすべてが食肉でした。第13条違反はE. coli陽性等の成分規格不適合が7件、添加物の使用基準不適合が2件でした。

令和に入って輸入重量は減少傾向にあるものの 2018 年末に発行された TPP11 や日 EU・EPA に伴い、関税の撤廃が進む中、食肉及び食肉製品の輸入量はますます増える見込まれます。当研究所も政府の代行機関とされている食品衛生登録検査機関の責務として適切に輸入食品の検査を行うとともに、食肉製品以外の食品検査へのニーズにもお応えしたいと考えています。

文責：一般社団法人食肉科学技術研究所  
品質保証部 柴田清弘

ISO/IEC17025(PJLA)認定試験所

